

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第6条第5項の規定に基づき、個人情報保護取扱事務の廃止について、次のとおり公表する。

令和4年3月18日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂積 志

事務の名称	意見公募手続に関する事務		
届出の区分	廃止	廃止 年 月 日	令和4年3月18日
廃止理由	秋田県後期高齢者医療広域連合特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）に対する意見公募の期間が終了したため		
変更の内容	変更前		変更後
備考			